

第5章 総合評価

第1節 総合評価

本事業は、再生可能エネルギーの1つであり、2030年時点の日本の望ましい電源構成において、水力発電に次ぐ発電量が期待されている太陽光発電を行い、日本国内外、そして長野県内で必要とされる再生可能エネルギーの導入促進に寄与することを目的として、大規模太陽光発電事業のための太陽光発電施設を諏訪市四賀地区に整備するものである。

対象事業実施区域は、諏訪市役所の北東約7kmの霧ヶ峰高原に至る斜面に位置し、かつては採草地として利用されていた牧野であり、現在は部分的に植林がなされ、草原と樹林で構成されている。

予測は、本事業の実施に伴い影響が考えられる項目として、大気質、騒音、振動、低周波音、水質、水象、土壌汚染、地形・地質、植物、動物、生態系、景観、触れ合い活動の場、廃棄物等、文化財、温室効果ガス等、光害、電波障害の18項目について行った。その結果、施設に係る公害防止等の基準を遵守することはもとより、環境保全のための目標を満足するとともに、環境負荷低減のために実施する各種の環境保全措置により、環境への影響が低減され、環境保全のための目標を満足するとともに、事業者による実施可能な範囲での影響緩和が図られているものとする。

また、一方の環境保全措置の実施が他の環境項目の影響を増加させることはなく、予測項目間の相互関係、間接的影響、環境保全措置の実施等による項目間の整合性が図られていると考える。

以上のことから、本事業の実施による環境への影響については、できる限りの緩和がなされ、総合的な環境への影響の程度は小さいものと評価する。

第2節 工事中及び稼働後における調査・検証

計画施設については、環境保全に十分配慮した建設を心掛けるとともに、太陽光発電施設の稼働状況及び環境保全措置の実施状況等を確認する。

併せて、工事中や稼働後においても環境に関わる事後調査を実施することで、環境影響評価で予測した結果との検証を行う。

そして、予測し得なかった環境保全のうえでの問題が生じた場合には、原因の究明と対応を速やかに実施する。

なお、工事中及び稼働後における事後調査の詳細については「第6章 事後調査計画」に示す。

